

十三 その他の益金等

改 正 後	改 正 前
<p>(取得価額の修正等と評価益の計上との関係)</p> <p>4 - 1 - 2 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p>	<p>(取得価額の修正等と評価益の計上との関係)</p> <p>4 - 1 - 2 .....</p> <p><u>(1) 合併法人が合併により受け入れた資産の受入価額を被合併法人の当該資産の合併直前の帳簿価額を超える価額としたこと。</u></p> <p>(2) .....</p> <p>(3) .....</p>
(廃止)	第2節 合併差益等
(廃止)	第1款 合併差益金の計算等
(廃止)	<p><u>(被合併法人が2以上ある場合の合併差益金の計算)</u></p> <p>4 - 2 - 1 <u>法人が合併した場合において、その合併に係る被合併法人が2以上あるときは、その合併差益金は、それぞれの被合併法人ごとに計算することに留意する。</u></p>
(廃止)	<p><u>(合併差益金の計算とみなし交付金との関係)</u></p> <p>4 - 2 - 2 <u>法第2条第19号ロ《合併差益金》に規定する「合併により交付した金銭の額」には、法第113条《合併の場合のみなし交付金》に規定するみなし交付金も含まれる。</u></p>
(廃止)	<p><u>(被合併法人の未納法人税等)</u></p> <p>4 - 2 - 3 <u>法人が合併した場合において、被合併法人の合併の日の属する事</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">( 廃 止 )</p>	<p><u>業年度以前の各事業年度の法人税（延滞税及び利子税を除く。）、道府県民税及び市町村民税でその合併の時ににおいて未納のものがあるときは、合併法人がこれらの未納税額を負債として引継ぎをしていないときであっても、合併差益金の計算上は、これらの未納税額は合併法人がその合併により被合併法人から承継した負債とする。</u></p> <p><u>(注) この取扱いによったため、合併差損が生ずることとなった場合において、受入資産に含みのあるものがあるときは、その含み益の範囲内で、当該受入資産につきその合併差損の額に相当する金額だけその受入価額が増額されたものとするに留意する。</u></p> <p><u>(簿外資産等の受入価額)</u></p> <p><u>4 - 2 - 4 合併法人が否認金のある被合併法人の資産、負債等についてその受入価額を税務計算上の金額に修正しないで被合併法人の帳簿価額としている場合（受入価額を表示していない場合を含む。）には、合併差益金の計算上は、次に掲げるものは、次による。</u></p> <p><u>(1) 被合併法人が資産又は負債としていないため税務計算上資産又は負債として否認されたもの（減価償却超過額又は評価損若しくは評価益の否認金に係るものを除く。）については、合併法人の計算にかかわらず、その否認額に相当する資産又は負債が合併法人に受け入れられたものとする。</u></p> <p><u>(2) 被合併法人が繰り入れた引当金、準備金で繰入限度超過額等があるものについては、税務計算上の金額により合併法人に受け入れられたものとする。</u></p> <p><u>(3) 被合併法人が損金として計上した費用又は損失で損金の額に算入されなかったもの（否認金の処理が社外流出とされたもの又は減価償却超過額若</u></p>

改 正 後	改 正 前
	<p>しくは評価損否認金を除く。)については、合併法人の計算にかかわらず、その否認額に相当する資産が合併法人に受け入れられたものとする。</p> <p>(4) 被合併法人が資産に計上していたものにつき税務計算上資産に該当しないものとして損金の額に算入されたものについては、その資産の受入れは<u>ないものとする。</u></p> <p>( 廃 止 ) (繰延資産の引継ぎ)</p> <p>4 - 2 - 4 の2 合併法人が合併に際し被合併法人の支出に係る繰延資産の合併直前の帳簿価額を受け入れたときは、これを認める。</p> <p>( 廃 止 ) (償却超過額等の否認金を修正する場合の特例)</p> <p>4 - 2 - 5 合併法人が被合併法人の計上していた帳簿価額によって受け入れた資産につき、合併後被合併法人の合併の日の属する事業年度以前の各事業年度分の調査により償却超過額又は評価損若しくは評価益に係る否認金の額があることが判明した場合において、合併法人がその判明した事業年度において当該受け入れた資産につきその帳簿価額をこれらの否認金の額に相当する金額だけ修正することを申し出たときは、合併差益金の計算においては、<u>当該受け入れた資産については税務計算上の金額により受け入れたものとする。</u></p> <p>( 廃 止 ) (欠損金額と資本積立金額とが両建てされている場合の合併差益金)</p> <p>4 - 2 - 6 法人の合併差益金について令第9条第1項《合併差益金のうち被合併法人の資本積立金額及び合併減資益金から成る部分の金額》の規定を適用する場合において、被合併法人が欠損金額と資本積立金額とを有している</p>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">( 廃 止 )</p> <p style="text-align: center;">( 廃 止 )</p>	<p><u>ときは、資本積立金額から欠損金額を控除した残額をもって同項の資本積立金額とする。</u></p> <p><u>(資産の過大評価による受入れを否認した場合の処理)</u></p> <p><u>4 - 2 - 7 合併法人が被合併法人から受け入れた資産について合併の時にあける当該資産の価額の合計額を超える価額をもって帳簿価額としているため、その超える部分の受入れを否認した場合には、次による。</u></p> <p><u>(1) 被合併法人から利益積立金額及び資本積立金額を引き継いでいる場合は、その引き継いだこれらの積立金額のうち当該否認金の額に達するまでの金額は、まず利益積立金額、次に資本積立金額の引継ぎがなかったものとする。</u></p> <p><u>(2) 当該否認金について(1)の処理をした後になお残額がある場合には、その残額は合併法人の利益積立金額から控除する。</u></p> <p><u>(合併に際して営業権を計上した場合の処理)</u></p> <p><u>4 - 2 - 8 被合併法人に繰越欠損金がある場合において、合併法人がその繰越欠損金の全部又は一部に相当する金額を営業権として受け入れているときは、次に掲げる場合に応じ、次による。</u></p> <p><u>(1) 被合併法人から受け入れた資産に含みのあるものがある場合には、その含みのある資産につき、その受入価額にその営業権の受入価額に達するまでの含み益に相当する金額を加算した金額に相当する帳簿価額により受け入れたものとし、その営業権の受入価額については、当該含み益に相当する金額を減額するものとする。</u></p> <p><u>(2) 営業権の受入価額になお残額がある場合には、その残額につき、当該被</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>( 廃 止 )</p>	<p><u>合併法人の営業権の価額として相当であると認められる価額を限度としてその営業権の受入れを認める。</u></p> <p><u>(注) 合併法人の受け入れた営業権の受入価額のうちその受入れを認められない部分の金額については、4 - 2 - 7による。</u></p> <p><u>(抱き合わせ株式の消却損の補てんの順序)</u></p> <p><u>4 - 2 - 9 法人が合併した場合において、被合併法人の株式又は出資を合併法人又は他の被合併法人が有していたため、合併法人が当該株式又は出資(以下4 - 2 - 9の2までにおいて「抱き合わせ株式」という。)に対しその合併による株式又は出資の割当てをしなかったことにより生じた当該抱き合わせ株式の消滅による損失の額は、合併差益金及び受入資産の含み益により、次に掲げる金額の順序に従って補てんするものとする。</u></p> <p><u>(1) 減資益に相当する金額</u></p> <p><u>(2) 資本積立金額</u></p> <p><u>(3) 利益積立金額</u></p> <p><u>(4) 合併差益金のうち(1)から(3)までに掲げる金額以外の金額</u></p> <p><u>(5) 受入資産の含み益</u></p> <p>( 廃 止 )</p> <p><u>(抱き合わせ株式に新株の割当てをしなかった場合の合併減資差益金)</u></p> <p><u>4 - 2 - 9の2 合併法人が抱き合わせ株式に対しその合併による株式又は出資の割当てをしなかった場合(令第170条《合併法人が合併前に被合併法人の株式等を取得した場合の合併による清算所得の金額の計算》の規定の適用がある場合を除く。)において、その割当てをしなかったことにより生じた減資益に相当する金額が当該抱き合わせ株式の消滅による損失の額を超える</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>( 廃 止 )</p> <p>( 廃 止 )</p> <p>( 廃 止 )</p> <p>( 廃 止 )</p>	<p><u>ときは、その超える部分の金額は、当該合併法人のその合併の日の属する事業年度の所得の金額の計算上の益金の額に算入することに留意する。</u></p> <p><u>( 合併により自己株式となった株式の消却損 )</u></p> <p><u>4 - 2 - 10 被合併法人が合併法人の株式を有している場合において、合併法人がその合併によって自己株式となった当該株式を消却したときは、その消却損の額は減資益で補てんし、なお残額があるときは、その残額は損金の額に算入しない。</u></p> <p>第 2 款 被合併法人の合併事業年度の所得金額等の計算</p> <p><u>( 被合併法人の役員に対する退職給与 )</u></p> <p><u>4 - 2 - 11 合併に際し退職した被合併法人の役員に支給する退職給与の額が合併承認総会において確定されない場合において、被合併法人が退職給与として支給すべき金額を合理的に計算し、合併の日の属する事業年度において未払金として損金経理したときは、これを認める。</u></p> <p><u>(注) 被合併法人において当該役員の退職給与として支給すべき金額を合理的に計算できない場合には、合併法人において、その額が具体的に確定した日の属する事業年度の損金として経理することができる。</u></p> <p><u>( 合併法人の役員となった被合併法人の役員等に対する退職給与 )</u></p> <p><u>4 - 2 - 12 4 - 2 - 11は、被合併法人の役員であると同時に合併法人の役員を兼ねている者又は被合併法人の役員から合併法人の役員となった者に対し、合併により支給する退職給与について準用する。</u></p>

改 正 後	改 正 前
( 廃 止 )	<p align="center"><u>第3款 合併法人の合併事業年度の所得金額等の計算</u></p>
( 廃 止 )	<p>( 被合併法人の最後事業年度分の事業税 )</p> <p><u>4 - 2 - 13 被合併法人の合併の日の属する事業年度に係る事業税は、合併法人においてその額が具体的に確定した事業年度の損金の額に算入する。</u></p>
( 廃 止 )	<p>( 被合併法人の償却超過額等の否認金 )</p> <p><u>4 - 2 - 14 合併法人が被合併法人から受け入れた資産について生じていた償却超過額、評価換えによる否認金の額、特別償却不足額、特別償却準備金積立不足額又は退職給与引当金繰入不足額については、合併法人の合併の日の属する事業年度以後の各事業年度の所得の金額の計算上これらの金額はないものとする。</u></p>
( 廃 止 )	<p>( 合併により受け入れた減価償却資産の耐用年数 )</p> <p><u>4 - 2 - 15 合併法人が被合併法人から受け入れた減価償却資産の耐用年数は、当該資産について定められている耐用年数省令別表に掲げる耐用年数による。ただし、被合併法人が当該減価償却資産について耐用年数省令第3条《中古資産の耐用年数等》の規定により残存耐用年数を見積もっている場合には、その残存耐用年数によることができる。</u></p>
( 廃 止 )	<p>( 特別償却に係る残存適用期間の引継ぎ )</p> <p><u>4 - 2 - 16 合併法人が被合併法人において措置法第45条の2第3項、第47条又は第48条《特定医療用建物の割増償却等》に規定する特別償却を行っていた減価償却資産でその適用期間を経過していないものを受け入れた場合において、被合併法人の合併直前における帳簿価額をその受入価額としているときは、その残存適用期間についてこれらの規定を適用することができるもの</u></p>





改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">第 2 節 受贈益</p> <p>( 広告宣伝用資産等の受贈益 )</p> <p><u>4 - 2 - 1</u> .....</p> <p>( 広告宣伝用資産の取得に充てるため金銭の交付を受けた場合の準用 )</p> <p><u>4 - 2 - 2</u> <u>4 - 2 - 1</u> .....</p> <p>( 未払賞与を支払わないこととした場合の特例 )</p> <p><u>4 - 2 - 3</u> .....</p>	<p style="text-align: center;">第 3 節 受贈益</p> <p>( 広告宣伝用資産等の受贈益 )</p> <p><u>4 - 3 - 1</u> .....</p> <p>( 広告宣伝用資産の取得に充てるため金銭の交付を受けた場合の準用 )</p> <p><u>4 - 3 - 2</u> <u>4 - 3 - 1</u> .....</p> <p>( 未払賞与を支払わないこととした場合の特例 )</p> <p><u>4 - 3 - 3</u> .....</p>